

いばらき身障者等用駐車場 利用証制度

○いばらき身障者等用駐車場利用証制度とは？

ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などの申し出により利用証を発行する制度です。

利用証は、県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。

また、同様の制度を実施している府県市と相互利用を行っています。

身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



利用証の交付対象となる方 歩行困難かつ下記のいずれかの基準に該当される方

区 分		等 級	知的障害者	「A」及び「B」の方
視覚障害		4級以上	精神障害者	「1級」の方
聴覚又は 平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上	高齢者	「要介護1」以上の方
	平衡機能障害	5級以上	難病患者	指定難病の方 小児慢性特定疾病の方
肢体不自由	上肢	2級以上	妊産婦	妊娠7ヵ月～産後6ヵ月の方
	下肢	6級以上		
	体幹	5級以上		
	脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上	
移動機能		6級以上		
内部障害	心臓機能障害	4級以上		
	じん臓機能障害	〃		
	呼吸器機能障害	〃		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	〃		
	小腸機能障害	〃		
	免疫機能障害	〃		
	肝臓機能障害	〃		

利用証の交付基準に該当しなくなった場合や有効期限が切れた場合には、速やかに利用証交付窓口にご利用証を返却してください。

○お申し込み窓口
常陸大宮市社会福祉課(内線 135)